

## 三次市堆肥購入促進事業補助金交付要綱

(趣旨)

**第1条** 市は、家畜排せつ物の有効利用による堆肥を活用した土作りを行うことにより、資源循環型農業を推進することを目的に、堆肥購入の経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものとし、その交付に関しては、三次市補助金等交付規則（平成16年三次市規則第65号）に規定するもののほか、この告示に定めるところによる。

(補助金の交付対象者)

**第2条** 補助金の交付対象となる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 市内に在住し、主食用水稻（加工用米、酒造好適米及び米粉用米を含む。）、出荷野菜、花き、果樹等の農作物を、市内の自己所有農地又は利用権設定を行った農地で生産、出荷していること。
- (2) 世帯員全員が補助金の交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税、料等を完納していること。
- (3) 法人にあつては、当該法人が補助金交付申請時に納付すべき納期限の到来した市税等を完納していること。
- (4) 環境保全型農業直接支払交付金実施要綱（農林水産省平成28年4月11日27生産第2765号農林水産事務次官依命通知）又は中山間地域等直接支払交付金実施要領（農林水産省平成28年4月1日27農振第2212号農村振興局長通知）で定める取組によって堆肥を購入していないこと。

(補助対象となる堆肥)

**第3条** 補助対象となる堆肥は、市内に住所を有し、肥料の品質の確保等に関する法律（昭和25年法律第127号）第23条の規定による販売業務についての届出を行い、市内で生産及び販売を行っている業者の堆肥とする。

(補助金の額)

**第4条** 補助金の額は、前条に規定する堆肥を1トン以上購入した経費について、1トン当たり1千円で算定した額とし、千円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。

(補助金の交付申請)

**第5条** 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、三次市堆肥購入促進事業補助金交付申請書（様式第1号）に次の各号に掲げる書類を添付して市長に提出するものとする。

- (1) 堆肥購入量及び購入経費の支払が確認できる書類（領収書等の写し）
- (2) 堆肥を散布するほ場位置図
- (3) 営農計画書の写し又は地名、地番、面積及び作物が分かるもの
- (4) 個人情報閲覧に関する同意書

（補助金の交付決定）

**第6条** 市長は、前条の申請に対して内容を審査のうえ、適当と認められた場合には、申請者に対して、三次市堆肥購入促進事業補助金交付決定通知書（様式第2号）により通知するものとする。

（請求書の提出）

**第7条** 申請者は、前条の規定による通知を受けたときは、速やかに三次市堆肥購入促進事業補助金請求書（様式第3号）を市長に提出するものとする。

（事業の実施期間）

**第8条** この事業は、平成28年度から令和5年度までの8年間を事業期間とする。

（補助金の返還）

**第9条** 市長は、補助金の交付を受けた者が、不正な手段により補助金を受けたと認めるときは、補助金の全部又は一部を返還させることができる。ただし、市長がやむを得ない理由があると認めるときは、この限りでない。

（その他）

**第10条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

#### 附 則

（施行期日）

- 1 この告示は、平成28年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この告示の施行の日の前日までに、失効前の三次市堆肥購入促進事業補助金交付要綱（平成27年三次市告示第100号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この告示の相当規定によりなされたものとみなす。

（この告示の失効）

- 3 この告示は、令和8年3月31日限り、その効力を失う。

#### 附 則（平成31年3月29日告示第75号）

（施行期日）

- 1 この告示は、平成31年4月1日から施行する。ただし、次の各号に定める規定は、当該各号に

定める日から施行する。

(1) 第73条から第93条までの規定 平成31年3月30日

(2) 略

**附 則** (令和2年12月22日告示第243号)

この告示は、令和2年12月1日から施行し、改正後の第8条の規定は令和2年4月1日から適用する。

**附 則** (令和3年3月30日告示第53号)

この告示は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第27条から37条までの規定は、令和3年3月30日から施行する。

**附 則** (令和3年6月10日告示第185号)

(施行期日)

1 この告示は、令和3年6月10日から施行する。

(適用)

2 この告示による改正後の三次市堆肥購入促進事業補助金交付要綱第8条の規定は、令和3年4月1日から適用する。

様式第1号（第5条関係）

年度三次市堆肥購入促進事業補助金交付申請書

年 月 日

三次市長 様

申請者住所

氏名

電話

年度三次市堆肥購入促進事業補助金の交付を受けたいので、三次市堆肥購入促進事業補助金交付要綱第5条の規定により、次のとおり申請します。

- 1 交付申請額 金 円  
※1,000円/トンで算定した額（千円未満は切り捨て）

2 事業の内容

堆肥購入量	t
事業費	円
作物名	
主な出荷先 (主食用水稻以外)	

3 添付書類

- (1) 堆肥購入量及び購入経費の支払が確認できる書類（領収書等の写し）
- (2) 堆肥を散布するほ場位置図
- (3) 営農計画書の写し又は地名、地番、面積及び作物が分かるもの
- (4) 個人情報閲覧に関する同意書

指令第 号  
年 月 日

様

三次市長 印

年度三次市堆肥購入促進事業補助金交付決定通知書

年 月 日付けで申請のあった 年度三次市堆肥購入促進事業補助金については、三次市堆肥購入促進事業補助金交付要綱第6条の規定により、次のとおり決定したので通知します。

1 交付決定額 金 円

2 交付決定の内容

この補助金の交付対象となる事業（以下「事業」という。）は、三次市堆肥購入促進事業で、その内容は 年 月 日付けの申請書のとおりとする。

3 交付の条件

この事業は、三次市補助金等交付規則及び三次市堆肥購入促進事業補助金交付要綱の適用を受けるものとする。

